

江府町議会告示第 1 号

条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 4 項の規定に基づく条例制定請求代表者への意見を述べる機会の付与について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 22 日

江府町議会議長

三好晋也

1. 日 時 令和 7 年 5 月 1 日（木）午前 10 時 15 分
（議事の進行により、時間に変更することがある。）
2. 場 所 江府町議会議場（江府町役場本庁舎 2 階多目的室）
3. 事件名 江府町議会の議員の定数を定める条例および江府町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例改正
4. 意見を述べる者 請求代表者 末次美喜枝
5. 意見を述べる時間 15 分以内（意見を述べる者の合計時間）